

平成17年7月1日  
金 融 庁

## 「金融検査に関する基本指針」の策定について

金融検査に関する基本指針については、先般、パブリック・コメントに付した結果、15先から約110件のご意見が寄せられました。本日、これらのご意見等を踏まえ、別添「パブリック・コメントの概要及びコメントに対する考え方」のとおり、回答するとともに、別添のとおり基本指針の内容を修正しました。その概要は、以下のとおりです。

### 1. 寄せられた主なご意見

- 本基本指針の検査官への周知徹底及びその運用徹底  
(例) 基本指針の理念が十分に浸透するよう、検査官への教育・指導
- 実施手続の更なる明確化等  
(例) 意見申出審理会における外部の有識者の登用を明確化、立入終了予定時期の明示
- 検査等の運用についての改善要望等  
(例) 検査関係情報及び検査結果通知の第三者への開示についての弾力的な運用、意見申出の審理結果を申出金融機関に対し書面にて通知

### 2. パブリック・コメントを踏まえた基本指針の主な修正内容

- (1) 「主任検査官は、被検査金融機関の求めに応じ、立入終了を見込むことが可能な段階で、その立入終了見込みを示すことができる」ことを追加しました。  
(Ⅱ-3-2-(9) イその他留意事項)
- (2) 意見申出審理会の構成に関し、「検査官以外の検査局幹部及び外部の専門家で構成」と修正しました。  
(Ⅱ-3-3 (1) 意見申出制度)
- (3) 「主任検査官等の事前の承諾なく検査関係情報等を第三者に開示してはならない旨説明し、この旨の承諾を得る」に関し、『「第三者」には、被検査金融機関の経営全般を管理する立場にある銀行持株会社及び保険持株会社並びに海外本店等(外資系金融機関の場合)のうち、所定の様式の承諾書を事前に検査局に提出している者は、原則として含まれない。』ことを追加しました。  
(Ⅱ-4-(4) 検査関係情報及び検査結果通知書の内容の取扱い)

### 3. その他パブリック・コメントへの回答等

- (1) 意見申出の審理結果を、検査結果通知書に添付する形で書面にて回答します。
- (2) 検査関係情報等の第三者への開示については、例えば、検査の結果を業務の改善等に反映させる目的で、同目的の達成に必要な範囲に限り閲覧させるなど情報流出のリスクに十分配慮した方法により、専門職業人など厳格な守秘義務が課せられている者に開示するような場合には、一般論として、開示を認める方向で考えます。

(以 上)